

防衛省設置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（自衛官の定数）</p> <p>第六条 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）<u>十五万二千四百五十五人</u>、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）<u>四万五千四百十四人</u>、航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）<u>四万六千九百七十六人</u>並びに自衛隊法第二十一条の二第一項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>千七百三十二人</u>のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>三百九十四人</u>、情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>千九百三十六人</u>、内部部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>五十人</u>並びに防衛装備庁に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>四百七人</u>を加えた総計<u>二十四万七千五百五十四人</u>とする。</p> <p>（地方防衛局）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>2 地方防衛局は、防衛省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 第四条第一項第五号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十六号、第十九号から第三十二号まで及び第三十四</p>	<p>（自衛官の定数）</p> <p>第六条 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）<u>十五万五百人</u>、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）<u>四万五千二百九十三人</u>、航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）<u>四万六千九百九十四人</u>並びに自衛隊法第二十一条の二第一項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>千五百八十八人</u>のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>三百八十六人</u>、情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>千九百三十六人</u>、内部部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>五十人</u>並びに防衛装備庁に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>四百七人</u>を加えた総計<u>二十四万七千五百五十四人</u>とする。</p> <p>（地方防衛局）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>2 地方防衛局は、防衛省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 第四条第一項第五号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十六号、第十九号から第三十一号まで及び第三十四</p>

号に掲げる事務の全部又は一部

二 (略)

3 地方防衛局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第三十七條に規定するもの（第四條第一項第十三号、第三十二号及び第三十四号に係るものに限る。）については、防衛装備庁長官の指揮監督を受けるものとする。

4 (略)

号に掲げる事務の全部又は一部

二 (略)

3 地方防衛局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第三十七條に規定するもの（第四條第一項第十三号及び第三十四号に係るものに限る。）については、防衛装備庁長官の指揮監督を受けるものとする。

4 (略)